平成２１年（フ）第６３９号
滋賀県守山市浮気町４番地３　佐野マンション３号
債務者　筈井千代美
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６６８号
滋賀県守山市伊勢町389番地７、前住所滋賀県蒲生郡日野町河原１丁目３番地
債務者　京滋バッテリーこと　前川　公成
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８１号
滋賀県草津市平井５丁目８－８　サンシティ平井Ｂ－201、住民票上の住所滋賀県草津市木川町922番地６
債務者　迫田　高志
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８２号
滋賀県草津市矢橋町2070番地１　ヴィア・プレッソ305号
債務者　岡田　　勉
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８４号
滋賀県草津市東矢倉２丁目５番24―101号　アメニティ草津
債務者　橋本　芳子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８５号
大津市茶戸町17番３号　チェリーヒル藤尾205号
債務者　植村美佐代こと　東　美佐代
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６８７号
滋賀県野洲市栄33番５―101号　ＳＥＪＯＵＲ　ＯＯＮＩＳＨＩ、前住所滋賀県高島市マキノ町蛭口795番地
債務者　藤田絵美子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６９３号
大津市際川４丁目８番18号
債務者　西川　高基
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
大津地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第１１７号
鳥取県倉吉市上井298―４、住民票上の住所鳥取県倉吉市天神町700番地の16
債務者　松原　　貫
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２１年（フ）第１６６２号
広島市佐伯区千同１丁目22番６号　向陽荘201
債務者　大杉　　登
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８７３号
広島市中区羽衣町14番５―102号、住民票上の住所広島県安芸高田市八千代町下根2968番地
債務者　大神　秀夫
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９１２号
広島市東区中山上２丁目11番８―103号
債務者　堀田イマクラダこと　ＨＯＴＴＡ　ＩＭＡＣＵＬＡＤＡ　Ｃ
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９２２号
広島市佐伯区美鈴が丘西１丁目１番７―9301号
債務者　原田　　伸
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１９０号
広島県尾道市因島重井町1427番地
債務者　磯野　義泰
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第１９１号
広島県尾道市因島重井町1427番地
債務者　磯野永久子
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２１年（フ）第６７２号
愛媛県松山市衣山３丁目６番８号　第２公越ビル106号
債務者　黒田　　亮
1　決定年月日時　平成21年12月３日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所

平成２１年（フ）第６９７号
愛媛県松山市鷹子町498番地１
債務者　田内　秀人
1　決定年月日時　平成21年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月１日まで
松山地方裁判所